

山梨県介助用自動車購入等助成事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県介助用自動車購入等助成事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、市町村が行う介助用自動車購入等助成事業に要する経費の一部を補助することにより、介助者の負担の軽減を図り、もって在宅福祉の推進に寄与することを目的とする。

(実施方法)

第3条 この要綱において市町村の事業実施方法は、山梨県介助用自動車購入等助成事業実施要綱（平成9年6月5日施行）に規定するとおりとする。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の補助対象経費は、市町村が行う介助用自動車購入等助成事業に要する経費とする

(補助金の算定方法)

第5条 実施要綱第5条第1項第1号で規定する新車及び中古車を改造する事業及び実施要綱第5条第1項第2号で規定する既に改造された新車を購入する事業に係る補助金の交付額は、別表1に定める基準額と対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じた額と、市町村が助成した額に2分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額とする。

2 実施要綱第5条第1項第3号で規定する既に改造された中古車を購入する事業に係る補助金の交付額は、別表1に定める基準額と対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額に別表2に定める割合を乗じた額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じた額と、市町村が助成した額に2分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額とする。

3 前2項の規定により得られた額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添え、知事に申請するものとする。

- (1) 補助金所要額調書（第2号様式）
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 歳入歳出予算書抄本

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときはすみやかに交付の決定を行い、補助金交付決定

通知書（第４号様式）を市町村長に送付するものとする。

- ２ 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

（補助金の交付の条件）

第８条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- （１）補助事業の内容の変更（中止又は廃止を含む。）をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（第５号様式）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- （２）補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

（補助金の実績報告）

第９条 この補助金の交付決定がなされた市町村長は、事業完了後１ヶ月以内又は翌年度４月１０日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（第６号様式）に、次の書類を添え、知事に提出するものとする。

- （１）補助金精算書（第７号様式）
- （２）事業実績報告内訳書（第８号様式）
- （３）歳入歳出決算書（見込）書抄本

（補助金の額の確定）

第１０条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（第９号様式）により市町村長に通知するものとする。

（補助金の交付）

第１１条 この補助金の交付は、精算払いとする。

（財産の処分の制限）

第１２条 本事業の助成を受けた車について、小型車（総排気量が０．６６リットル以下のもの）については４年間、その他のものについては６年間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- ２ 本事業の助成を受けた者は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書（第１０号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- ３ 知事は、第１項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の整備等)

第 13 条 市町村は、当該事業に係る収入及び支出等を明らかにした書類を整備し、当該事業の完了の日の属する会計年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して前条第 1 項で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、前条第 2 項で定める財産処分承認申請（第 10 号様式）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(附則)

- (1) この要綱は、平成 9 年 6 月 5 日から施行する。
- (2) この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- (3) この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- (4) この要綱は、令和 8 年 7 月 14 日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

補助基準額	600,000 円
-------	-----------

別表 2（第 5 条関係）

普通自動車	19.4 %
軽自動車	21.0 %